令 和 6 年 4 月
芦屋市教育委員会

「芦屋市立小学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書」の調査結果を受けた
再発防止策

1　はじめに

令和３年 12 月、市内小学校において事案が発覚し、その後いじめ重大事態と認定した。令和５年 12 月、調査報告書を受け、芦屋市教育委員会（以下「市教委」という）では再発防止策を検討しました。

市教委は調査報告書に記載されている内容をしっかりと受け止め、そのための取り組みについては確実かつ継続的に取り組んでまいります。

2　再発防止のための提言を受けて

（1）こどもの人権に配慮した生徒指導について

市教委は教職員が「子どもの権利条約」や「こども基本法」の理解を十分したうえで人権に配慮した生徒指導ができるよう体制を整え、安全・安心な風土の醸成が築けるように支援する。学校教育法施行規則上にスクールカウンセラー（以下ＳＣ）・スクールソーシャルワーカー（以下ＳＳW）が位置づけられたことを踏まえ、ＳＣ等の効果的ないじめ対応における活用を推進していく。

（2）いじめを重大事態化させないための適切な初期対応

いじめ防止対策推進法（以下「法」）のいじめの定義を限定解釈せず、いじめを判断する場合にいじめを受けている側に寄り添い、いじめにつながる行為を見逃さず、気づいた段階で情報共有を怠らないという態度を維持することが求められる。

市教委は法の理解を深め、学校が初期対応を円滑に進められるように支援していく。

（3）組織的・継続的な対応

情報共有を図る具体的な方法、伝達経路を適宜確認できるようにしておくことが必要である。そのことがあってこそ「いじめ対策組織を起点として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うこと」が可能となる。

学校いじめ対策組織が、いじめ未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等を的確に進めるために、管理職がリーダーシップの下、SC や SSW との協働的な指導・相談体制を構築することができるよう市教委は支援する。

（４）情報の「可視化」と「記録化」による情報共有

いじめ対応の評価と検証のために、いじめ問題に係る会議の記録を作成し、保存することは必須の作業である。また、教職員は、いじめ対応に当たって、まず対応経過の記録を正確に残すことが必須である。情報共有は個々ではなく、一堂に会して行う時間が必要である。以上のことを市教委は学校に対して周知徹底する。

（５）いじめ重大事態調査終了後の市教委・学校の対応と研修の充実

市教委は市内の全ての学校に向けて、教職員のいじめ対応力の向上に役立つ研修機会の提供や、各校のいじめ防止基本方針の内容及び実施状況等について確認し、必要な指導助言を行っていく。また、今後実効性のあるいじめ対応を行っていくために、研修の質・量等の充実を図っていく。

（６）実効的な「チーム学校」に求められる視点と姿勢

「一人で抱え込まない」、「どんなことでも問題を全体に投げかける」、「管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる」、「同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする」といった姿勢を教職員及び多職種の専門家等が意識することにより、実効的に「チーム学校」を機能させていくことができる体制作りを市教委は支援していく。

（７）関係機関等との連携

市教委は問題が重大化してから外部弁護士に相談するということではなく、初動段階から適切な助言を得られる体制の構築を目指す。

（８）いじめ対応におけるガバナンス（危機管理体制）

市教委は、いじめ対応が適切に行われるように平常時から外部の関係機関と連携が図れるように、学校組織の機能を検証し、効果的な支援ができるよう努めていく。

３　再発防止についての取り組み（各項に上記２の対象番号を記載）

（１）臨時校長会

再発防止策と照らし合わせ、「各校の基本方針」「情報共有の在り方」の見直し

２－（１）・（２）・（３）・（４）・（５）・（６）・（７）・（８）

（２）研修の実施

① 校長・教頭への研修

② 各校にて全教職員に研修
③ 教育相談コーディネーター養成研修（市教委担当・教頭・生徒指導担当等）
④ 市外その他各種研修に参加（市教委担当）

２－（１）・（２）・（３）・（４）・（５）・（６）・（７）・（８）

（３）児童生徒への「いじめ予防」授業の実施
弁護士による法的な視点からの授業

２－（１）・（５）・（７）

（４）児童生徒の実態把握
①いじめアンケートの実施
市教委による参考書式の作成
各学校の実施状況（項目・方法・頻度等）の共有
②アプリの活用
児童の学級への所属感を把握

２－（１）・（２）・（３）（６）

（５）抱え込まない「チーム学校」
児童生徒一人一人の情報を芦屋市生徒指導・不登校連絡協議会や校務支援システムを使い、市教委と学校が共有

２－（１）・（２）・（３）・（４）・（６）・（８）

（６）「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」（文科省令和５年７月）の活用を徹底
学校と市教委が連携し、法・ガイドラインに基づく対応を行う

２－（１）・（２）・（３）・（６）